

議案第68号

退隠料遺族扶助料及給与金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、退隠料等の支給対象者の範囲について所要の改正を行う必要があるによる。

退隠料遺族扶助料及給与金条例の一部を改正する条例

退隠料遺族扶助料及給与金条例（昭和16年福岡市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第1条ノ2第6号中「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条ノ規定ニヨル県費負担ノ職員」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）附則第3条第1項ノ規定ニヨリ退職年金及ビ退職一時金ノ負担ニツイテ仍従前ノ例ニ依ルコトトセラレタル学校ノ職員」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。